

新潟県警察交通巡視員の服制及び服装に関する訓令

平成6年3月31日

本部訓令第10号

[沿革] 平成6年11月本部訓令第17号、14年9月第24号、令和8年3月第3号改正

新潟県警察交通巡視員の服制および服装に関する訓令（昭和46年本部訓令第3号）の全部を次のように改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、新潟県警察交通巡視員（以下「交通巡視員」という。）の服制及び服装について、交通巡視員の服制及び服装に関する規則（昭和45年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）及び新潟県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例（昭和45年新潟県条例第59号。以下「条例」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（着用期間等）

第2条 被服の着用期間は、それぞれ次の表のとおりとする。

冬服、冬帽子、冬活動服、冬活動帽子、冬ネクタイ及び冬活動ネクタイ	12月1日から翌年3月31日まで
合服、合帽子、合活動服、合活動帽子、合ネクタイ及び合活動ネクタイ	4月1日から5月31日まで及び10月1日から11月30日まで
夏服、夏帽子及び夏活動帽子	6月1日から9月30日まで
防寒服	10月1日から翌年5月31日まで

2 本部長は、気温の状況により、被服の着用期間を変更することができる。

（使用期間の計算）

第3条 条例第2条第1項に規定する使用期間の計算は、前条第1項の着用期間により計算するものとする。

第2章 服制及び服装

（服制）

第4条 交通巡視員の服制は、規則に定めるもののほか別表第1のとおりとする。

（活動服等の着用）

第5条 交通巡視員は、所属長が着用することが適当であると認めたときは、制服上衣、制帽又はネクタイに代えて活動服、活動帽又は活動ネクタイを着用することができる。

2 交通巡視員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、制服用ワイシャツに代えて白色のワイシャツ（無地のものに限る。）を着用することができる。

(1) 冬服及び合服の着用期間において、冬服上衣、合服上衣、冬活動服又は合活動服を着用して勤務するとき。

(2) 室内で勤務するとき（専ら公衆の面前において勤務するときを除く。）。)

（特殊被服等）

第6条 交通巡視員の職務遂行上必要となる特殊な被服、装備品等の品目及び制式は、別表第2のとおりとする。

(服装等)

第7条 交通巡視員の勤務中の服装は、規則第2条に定めるもののほか交通腕章を装着するものとする。

2 交通巡視員は、勤務中においては常に警察手帳（以下「手帳」という。）及び警笛を携帯しなければならない。

(防寒服等の着用)

第8条 防寒服は、防寒のために着用するものとする。

2 雨衣は、雨又は雪の際、室外において着用するものとし、必要あるときは、防寒服の上に着用することができる。

(手袋)

第9条 交通巡視員は、交通指導取締りに従事する場合及び儀式、祭典その他儀礼的な場合は、白手袋を着用することができる。

(靴)

第10条 靴は、原則として黒色短靴を着用するものとする。ただし、雨若しくは雪の場合又は自動二輪車（原動機付自転車を含む。）に乗車する場合は、短靴に代えて長靴などを着用することができる。

(かばん)

第11条 交通巡視員は、街頭活動をするときはかばんを携帯するものとする。ただし、勤務の性質により携帯する必要のない場合は、この限りでない。

(出勤退庁時の服装)

第12条 出勤及び退庁時における服装は、原則として私服とする。

第3章 服装の一部省略

(制帽等)

第13条 交通巡視員は、室内において勤務する場合は、制帽又は活動帽を着用しないものとする。

(ネクタイ)

第13条の2 交通巡視員は、活動服を着用して勤務するとき（勤務中に活動服を脱いでいる場合を含む。）は、ネクタイを着用しないことができる。この場合においては、襟元のボタンを外すことができる。

第4章 携帯品等の着装要領

(手帳)

第14条 手帳の携帯は、手帳ひもを被服等に結び付けてポケットに収納する。

(警笛)

第15条 警笛の携帯は、次の各号のとおりとする。

(1) 制服着用の場合は、鎖又はひもを右肩章に留め、上衣右腰ポケットに収納する。

(2) 防寒服又は雨衣着用の場合は、鎖又はひもを右肩章に留め、右ポケットに収納する。

(かばん)

第16条 かばんは、左肩におおむねまっすぐにつけ、左手を添えて装着する。

第5章 特殊被服の着用

(交通腕章)

第17条 交通腕章は、左そで上はく部のおおむね中央部に装着する。

第6章 私服の着用

第18条 交通巡視員は、次のいずれかに該当する場合は、私服を着用することができる。

- (1) 当直勤務時において、当直責任者が特に私服の着用を命じた場合
- (2) 所属長が特に私服の着用を命じた場合
- (3) 傷病その他特別の理由により、所属長の許可を得た場合

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年11月1日本部訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月30日本部訓令第24号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月10日本部訓令第3号)

この訓令は、令和8年3月10日から施行する。